

第14回まちづくり町民会議会議録

日時	平成21年2月11日（水）午後2時～午後4時30分			
場所	会津美里町役場高田庁舎 第3会議室			
出席者数	委員 9名参加（+アドバイザー+庁内検討会議委員2名）			
委員	氏名	氏名	氏名	氏名
	石川栄子（座長）	荒井弘之	塩田光顕	佐藤国男
	橋爪伸喜	渡辺秀造	福田祐子	野中憲子
	小島裕子			
アドバイザー	福島大学行政政策学類 今井照教授			
庁内会議	鈴木幸信（座長）	渡邊絵美		
事務局	総合政策課長	弓田秀樹	総合政策課長補佐	佐藤 智
	総合政策課	榎森正典	総合政策課	横山美代子
	総合政策課	渡部朋宏		

1. 開会

2. 座長あいさつ

3. アドバイザー紹介（自己紹介）

4. 意見交換会

○事務局より、まちづくり町民会議での検討経過と条例案について説明。

（前回からの主な修正点）

- ・ 条例で規定している具体的な公表項目について整理し、緊急の場合や資料等については広報紙による公表を省略できることとした。
- ・ 参加の対象と方法を整理し、1以上の適切な方法により参加手続を実施することとするが、計画、基本的な条例、大規模な公共施設（対象の第1項から第3項）については、すべての方法により実施することを原則とした。

【今井教授からの意見・アドバイス等】

- 全体像（ビジョン）を描いた上で、参加条例の位置づけを整理してもよいのではないか。参加条例以外の必要なルールを提言することやこの条例が出発であることを明らかにすることなども考えられる。
- 行政活動に意思決定まで含まれるかどうかについては検討が必要。
- 地方自治の本旨については、憲法には書いてあるが研究が不足している。一般的には「住民自治」と「団体自治」と言われているが、これは構成要素であり、原理（本旨）ではない。私としては、通説ではないが「自分たちのことは自分たちで決めること」と考えている。

- 町の機関について、議会をどのように考えているのか。議会との関係をどのように構築していくのかや条例に対して議会がどのように考えているのかは重要な要素であり、議会との意見交換が必要ではないか。
- 行政活動の定義での「福祉」については、一般的に読み取れないのであれば、分かりやすく修正してもよいのではないか。
- 町民の権利については、適切だと考える。
- 町の機関の責務については、やや抽象的な表現になっている。積極的な情報公開とはなにか、今の状態で何が不足しているのか、具体的に示してもよいのではないか。例えば、予算や財政状況等の年度別の比較や近隣町村との比較などを分かりやすくホームページに掲載することも考えられる。
- 公表の方法としては、全戸への資料の配付、新聞折り込み、郵便局の窓口の活用なども考えられる。
- 予算への町民参加を行っている自治体もある。また、緊急の場合について対象除外としているが、単なる除外ではなく、事後の実施も考慮すべきではないか。
- 町民参加の方法について、先進事例のほとんどが住民投票を規定しているが、住民投票を除外した経緯はどうなっているのか。
- この条例が適切に運用されているかどうか、検証する作業が必要である。検証する方法としては、制度として規定することや町民会議のメンバーが自主的に集まって検証することも考えられる。いずれにしても、公表だけでなく、点検（検証）する仕組みが必要ではないか。

【意見交換】

(住民投票について)

- 町民会議の議論では、常設型と非常設型について検討し、作るのであれば常設型にすべきであるが、この条例とは別立てて検討する必要があるとした。
- 住民投票について、この会議でどこまで決められるのかという議論もあった。
- 住民投票については、きめるのは非常に難しい。議会との十分な議論を行い、議会の納得を得ることが必要である。
- 将来必要という合意形成を図ることができれば、この条例に盛り込むことも考えられる。

(議会について)

- 町の機関について、通常は議会も含まれるのか。
- 自治基本条例であれば議会も含めてまち全体として定めるべきだが、参加条例（行政活動への町民参加）であれば、含めなくてもよいだろう。
- 素案がある程度固まった段階で議会との意見交換を行う。

(情報公開について)

- 役場側でいかに積極的に情報公開を行うかが重要。
- 「都合の悪いものは出さない」では行政と町民の信頼関係は構築できない。
- 情報をださないで町民に検討してくれといっても無理がある。
- 基礎的なデータは公開する必要がある。なおかつ、わかりやすく説明する必要がある。
- 情報量と見やすさが大切。
- 町のホームページについては3月頃に見直しの予定である。

(検証する組織について)

- 行政の判断で都合の悪いのは対象外とされるのが一番困る。検証する仕組みが必要だ。
- 対象外としたものについては、事後でも検証する必要がある

(地方自治の本旨について)

- まちを良くしたいという町民の思いからこの条例を作ることとした。地方自治の本旨という言葉ははずすことはできないか。
- はずしたからといってこの条文の意味がなくなるものではないが、揉め事が起きたときの判断基準となりえる。ただし、判断基準に幅がある。

(町民からの意見の取扱いについて)

- パブリックコメントで名前・住所を明らかにしなければならないとしているが、匿名で意見を言いたい町民もいるのではないか。
- 匿名で意見を言う方法として、住民目安箱も別途設けているので、こちらを活用してはどうか。

(総合計画への参加・提案)

- この条例によって、総合計画策定の際にみんなで議論していく場の設置が義務づけられる。
- 具体的な仕組みから検討している自治体もある。

(町民懇談会について)

- 何名以上参加しないと無効になると規定することはできないか。
- 盛り込むことは可能であるが、実効性が伴わなくなるのではないか。

(まとめ)

- 町民会議でいままで議論してきたが、今後検討すべき事項が明らかになった。明らかになった課題を改めて整理していきたい。

5. その他

次回のまちづくり町民会議

日時：平成 21 年 2 月 25 日（水）午後 7 時～

場所：役場高田庁舎 第 3 会議室

6. 閉会